

平成27年第4回川本町議会定例会会議録

(最終日) 平成27年12月 9日 午後3時00分開議

議 長	去る4日に開会されました、第4回定例会も本日最終日となりました。 連日、熱心にご審議をいただき、誠にありがとうございました。
々	ただいまの出席議員数は8名であります。定足数に達しておりますので、 会議は成立しました。
々	それではただちに、本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりでございます。
々	日程第1「委員長報告」を議題と致します。 産建町民常任委員会委員長から「請願審査結果報告書」が提出されておりますので、 委員長から報告していただきます。
々	産建町民常任委員会委員長の報告をお願いします。 1 番高良産建町民常任委員長。
高良産町常 任委員長	平成27年12月9日。川本町議会議長 植田 昌平 殿。 産建町民常任委員会 委員長 高良 敏幸。
々	請願審査結果報告書。 本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、 会議規則第93条第1項の規定により報告いたします。 記。1、受理番号、請願第2号。 件名、J R 三江線存続のための緊急支援を求める意見書採択に関する請願。 付託年月日、平成27年12月 4日。 審査年月日、平成27年12月 4日。 審査の結果、採択とすべきもの。以上でございます。
議 長	以上で、産建町民常任委員会委員長の報告を終わります。
々	それでは、「平成27年請願第2号」に対する質疑を行います。
々	質疑はありませんか。 (「ありません」の声あり) 質疑なしと認めます。
々	これより討論を行います。討論はありませんか。

- 議 長 (「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結します。
- 々 これより採決に入ります。
この採決は、「挙手」により行います。
「平成27年、請願第2号、JR三江線存続のための緊急支援を求める意見書採択に関する請願」に対する委員長報告は「採択とすべきもの」であります。
- 々 この委員長報告のとおり「採択」とすることに賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「全員」であります。
- 々 よって「平成27年、請願第2号」は委員長報告のとおり「採択」とすることに決定しました。
- 々 それでは、日程第2「議案第70号、川本町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について」の件を議題とします。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結します。
- 々 これより採決に入ります。
この採決は、「挙手」により行います。
「議案第70号、川本町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
- 々 挙手「全員」であります。
- 々 よって「議案第70号」は原案のとおり、「決定」しました。
- 議 長 次に、日程第3「議案第71号、職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題とします。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結します。

議 長 これより採決に入ります。
 この採決は、「挙手」により行います。

々 「議案第71号、職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定に
 ついて」に賛成の皆さんの挙手を求めます。

々 挙手「全員」であります。

々 よって「議案第71号」は原案のとおり、「決定」しました。

々 次に、日程第4「議案第72号、議会の議員その他非常勤の職員の公務災
 害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題と
 します。

々 これより討論を行います。討論はありませんか。
 （「ありません」の声あり）
 討論なしと認めます。討論を終結します。

々 これより採決に入ります。
 この採決は、「挙手」により行います。
 「議案第72号、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する
 条例の一部を改正する条例の制定について」に賛成の皆さんの挙手を求めま
 す。

々 挙手「全員」であります。

々 よって「議案第72号」は原案のとおり、「決定」しました。

 次に、日程第5「議案第73号、消防団員の定員、任免、給与、服務等に
 関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題とします。

々 これより討論を行います。討論はありませんか。
 （「ありません」の声あり）
 討論なしと認めます。討論を終結します。

々 これより採決に入ります。
 この採決は、「挙手」により行います。
 「議案第73号、消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部
 を改正する条例の制定について」に賛成の皆さんの挙手を求めます。

々 挙手「全員」であります。

- 議 長 よって「議案第73号」は原案のとおり、「決定」しました。
- 々 次に、日程第6「議案第74号、消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題とします。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。
- 々 これより採決に入ります。
この採決は、「挙手」により行います。
「議案第74号、消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
- 々 挙手「全員」であります。
- 々 よって「議案第74号」は原案のとおり、「決定」しました。
- 々 次に、日程第7「議案第75号、川本町税条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題とします。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。
- 々 これより採決に入ります。
この採決は、「挙手」により行います。
「議案第75号、川本町税条例の一部を改正する条例の制定について」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
- 々 挙手「全員」であります。
- 々 よって「議案第75号」は原案のとおり、「決定」しました。
- 々 次に、日程第8「議案第76号、平成27年度川本町一般会計補正予算（第4号）」の件を議題とします。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。

- 議 長 これより採決に入ります。
 この採決は、「挙手」により行います。
 「議案第76号、平成27年度川本町一般会計補正予算（第4号）」に賛成
 の皆さんの挙手を求めます。
- 々 挙手「全員」であります。
- 々 よって「議案第76号」は原案のとおり、「決定」しました。
- 々 次に、日程第9「議案第77号、平成27年度川本町国民健康保険事業特
 別会計補正予算（第3号）」の件を議題とします。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
 （「ありません」の声あり）
 討論なしと認めます。討論を終結します。
- 々 これより採決に入ります。
 この採決は、「挙手」により行います。
 「議案第77号、平成27年度川本町国民健康保険事業特別会計補正予算
 （第3号）」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
- 々 挙手「全員」であります。
- 々 よって「議案第77号」は原案のとおり、「決定」しました。
- 々 次に、日程第10「議案第78号、平成27年度川本町後期高齢者医療特
 別会計補正予算（第2号）」の件を議題とします。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
 （「ありません」の声あり）
 討論なしと認めます。討論を終結します。
- 々 これより採決に入ります。
 この採決は、「挙手」により行います。
 「議案第78号、平成27年度川本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第
 2号）」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
- 々 挙手「全員」であります。
- 々 よって「議案第78号」は原案のとおり、「決定」しました。

議 長 次に、日程第 1 1 「議案第 7 9 号、平成 2 7 年度川本町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）」の件を議題とします。

々 これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。

々 これより採決に入ります。
この採決は、「挙手」により行います。
「議案第 7 9 号、平成 2 7 年度川本町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）」に賛成の皆さんの挙手を求めます。

々 挙手「全員」であります。

々 よって「議案第 7 9 号」は原案のとおり、「決定」しました。

々 次に、日程第 1 2 「議案第 8 0 号、専決処分の承認を求めることについて《平成 2 7 年度川本町一般会計補正予算（第 3 号）》」の件を議題とします。

々 これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結致します。

々 これより採決に入ります。
この採決は、「挙手」により行います。
「議案第 8 0 号、専決処分の承認を求めることについて《平成 2 7 年度川本町一般会計補正予算（第 3 号）》」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「全員」であります。

々 よって「議案第 8 0 号」は原案のとおり、「承認」されました。

々 次に、日程第 1 3 「議案第 8 1 号、川本町農林漁業体験実習館及び笹畑農村公園の指定管理者の指定について」の件を議題とします。

々 これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。

々 これより採決に入ります。

- 議 長 この採決は、「挙手」により行います。
 「議案第81号、川本町農林漁業体験実習館及び笹畑農村公園の指定管理者
 の指定について」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
- 々 挙手「全員」であります。
- 々 よって「議案第81号」は原案のとおり、「決定」しました。
- 々 次に、日程第14「議案第82号、川本町インフォメーションセンター及
 び因原農村公園の指定管理者の指定について」の件を議題とします。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
 （「ありません」の声あり）
 討論なしと認めます。討論を終結します。
- 々 これより採決に入ります。
 この採決は、「挙手」により行います。
 「議案第82号、川本町インフォメーションセンター及び因原農村公園の指
 定管理者の指定について」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
 挙手「全員」であります。
- 々 よって「議案第82号」は原案のとおり、「決定」しました。
- 々 次に、日程第15「議案第83号、工事請負変更契約の締結について」の
 件を議題とします。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
 （「ありません」の声あり）
 討論なしと認めます。討論を終結します。
- 議 長 これより採決に入ります。
 この採決は、「挙手」により行います。
 「議案第83号、工事請負変更契約の締結について」に賛成の皆さんの挙手
 を求めます。
- 々 挙手「全員」であります。
- 々 よって「議案第83号」は原案のとおり、「決定」しました。
- 々 次に、日程第16「発議第2号、JR三江線について国の責任ある対応を

議 長

求める意見書提出について」を議題と致します。

提出者から提案理由の説明を求めます。1番高良議員。

1番
高良議員

「発議第2号、JR三江線について国の責任ある対応を求める意見書提出について」。

上記の議案を別紙のとおり川本町議会会議規則第13条の規定により提出致します。

平成27年12月 9日提出。

提出者、川本町議会議員 高良 敏幸。

賛成者、川本町議会議員 圓山 達雄。川本町議会議員 青木 和昭。

川本町議会議員 大畑 茂久。川本町議会議員 飯田 武則。

川本町議会議員 片岡 通泰。川本町議会議員 石川 達也。

々

「JR三江線について国の責任ある対応を求める意見書(案)」。

JR三江線は、1975年に全線開通し、今年8月に40周年を迎えました。この間、度重なる豪雨災害に見舞われながらも、JRの経営努力、国、県、沿線自治体の財政措置、そして沿線住民一丸となつての利用促進と活性化策により今日までこの地域の「いのち」と「くらし」を守る生活路線として、また定住化や観光交流人口の拡大等、産業用路線として陰陽を結ぶ重要な役割を担ってきたことは周知のとおりであります。

今、仮にも三江線が廃止されれば地域経済への影響も懸念され、まさしく国の総合戦略でいう「まち」「ひと」「しごと」そのものが奪われ、地方創生とは逆行するさらなる地方衰退を招くことが危惧されます。

交通政策基本法は、鉄道事業者が基本理念の実現に重要な役割を有していることに鑑み、その業務を適切に行うよう努めるとともに、国・地方公共団体が実施する交通に関する施策に協力するよう努めることを求めています。

JRは自力で創業した民間企業とは成り立ちが異なり、旧日本国有鉄道の新幹線と在来線を組み合わせた鉄道ネットワークという巨大な資産を引き継ぎ、国民負担を伴いながら分割民営化時点で採算が確保できるようにあらかじめ調整された上で経営を始めた企業であります。わけても本州のJR三社は完全民営化後も着実な収益を上げ、安定的な経営基盤を確立しています。

したがって、たとえ赤字路線であっても、今日まで長きにわたって構築された信義にもとらぬよう関係地方公共団体や沿線住民との合意を得る努力なくして安易に撤退することがあってはなりません。

よって本議会は、政府関係機関に対し下記の事項について強く要望します。
記。

1. JR三江線存続のため、赤字ローカル線に関しては鉄道会社全体の経営収支とは切り離して線区ごとに検討し、欠損補助を基礎とした欠損補助交付金の交付制度を確立していただきたい。

2. 不採算路線において安全性、利便性向上に必要な設備改良が経営上困

1 番
高良議員

難な設備投資を支援するための、鉄道路線維持・確保対策予算を設けていた
だきたい。

3. 鉄道事業者が鉄道事業法に基づき廃止の届出を行おうとする場合には、
沿線住民、関係自治体との十分な協議、合意を経て行うよう法的整備を図っ
ていただきたい。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月 9日。島根県邑智郡川本町議会。

以上でございます

議 長

以上で、提案理由の説明を終わります。

々

これより質疑を行います。質疑はありませんか。
ありませんか。

(「ありません」の声あり)

質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々

これより討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

討論なしと認めます。討論を終結します。

々

これより採決に入ります。
この採決は、「挙手」により行います。
「発議第2号、JR三江線について国の責任ある対応を求める意見書提出に
ついて」に賛成の皆さんの挙手を求めます。

々

挙手「全員」であります。

々

よって「発議第2号」は原案のとおり、「決定」しました。

々

次に、日程第17「閉会中の継続審査、調査の申し出について」の件を議
題とします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、お手元に配布してお
りますとおり、会議規則第74条の規定により閉会中の継続審査・調査の申
し出がありますので、この申し出のとおり審査・調査が終了するまで閉会中
の継続審査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

々

よって、そのように「決定」しました。

議 長 次に、日程第18「議員派遣の件について」の件を議題とします。

々 お手元に配布しておりますとおり、議員派遣することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

々 よって、そのように「決定」致しました。

々 それでは、日程第19「町長あいさつ」を行います。番外三宅町長。

番外 平成27年第4回町議会定例会の閉会に当たりまして、一言お礼のご挨拶
三宅町長 をさせていただきます。議員の皆さまにおかれましては、去る12月4日から本日までの間、終始熱心にご審議をいただき、上程致しました全議案とも可決・承認を賜りましたこと、心から感謝と御礼を申し上げます。また期間中に出されました、ご意見等につきましては、今後の行政運営の中で生かして参りたいと考えております。本定例会は私にとりまして1期4年、最後の定例会でございました。毎回この定例会が終わる度に議員の皆さまにご指摘をいただきましたところを「あそこを、こうしておけば良かった」、或いは「もっと、このところを力を入れてしっかりとやっておけば良かった」と、いつも反省する事が多い訳でございます。同時に情報の共有、コミュニケーション、現場の大切さを改めて感じる次第でございます。そして行政というのは、これで良いというものがなく常に前進という事ということをつくづく感じております。これから始まります地方創生は人口対策であります。人口対策は出生率の向上と子育て世代の獲得が柱になって参ります。日本人の総人口が減少する中で、子育て世代の獲得競争は結果的に成功した市町村とそうでない市町村の格差を一気に加速して参ります。まさに町の存亡に掛かった取り組みであります。議会の中でも申し上げましたが、出会いから始まって結婚、出産、子育て、そして仕事、住まいと、総合的な施策をずっとやっていく事が大きな政策となって「だからこそ川本」と、周りから認められて川本町に住んでみたい、工場を出してみたい、そのような町を目指していかなければならないと考えているところでございます。間もなく年末でございます。この庁舎も最後でございます。節目の年でありました、この一年を振り返り、来る平成28年が川本町にとりまして素晴らしい年である事を願うところでございます。最後に議員の皆様方におかれましては、年末年始に向け様々な行事が予定されております。健康に十分にご留意いただき、町政進展の為、更なる活躍ご尽力を賜りますようお願い申し上げ、閉会にあたっての御礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議 長 以上で「町長あいさつ」を終わります。

議 長 以上をもって、本日の議事日程は全て終了致しました。
長時間にわたり慎重審議を賜り、誠にありがとうございました。

々 これをもって、平成27年第4回川本町議会定例会を閉会致します。
お疲れ様でした。

(午後3時29分)

この会議録は、川本町議会事務局長 櫻本 博志 が記載したもので、その内容において、正確である旨を証するためここに署名をする。

川本町議会議長

川本町議会議員

川本町議会議員